通称等記載意向確認書

公職選挙法第101 条第２項、第101 条の２第２項、第101 条の２の２第２項及び第101 条の３の規定による当選人の告示並びに同法第105 条の規定による当選証書に記載する氏名については、本名を記載した上であれば、追加情報として通称又は旧姓を付記することができます。

［確認］

当選人となった場合、当選人の告示及び当選証書に通称又は旧姓の付記を

□　希望する　　□　希望しない

　　　　候補者氏名

提出者氏名

　　　　【当選証書】

何〰当選証書

福岡県福岡市博多区東公園七番七号

選 挙　 太 郎

（（通称　せんきょ 太郎）

右は　　　　　　　　　　選挙区において、何　 〰　　に当選したことを証明するため、ここに当選証書を付与する

令和○年○月○日

福岡県選挙管理委員会

委員長 ○○○○

　　　　　【当選人の告示】

　 福岡県選挙管理委員会告示第　号

　　　　　　　　 　　令和○年○月○日執行の〇〇選挙において、当選人となった者の住所及び

氏名は次のとおりである。

　　福岡県選挙管理委員会委員長　〇〇　〇〇

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙区 | 住所 | 氏名 |
| 〇〇 | 福岡県福岡市博多区東公園７番７号 | 選挙　太郎  （せんきょ　太郎） |